

平成 30 年度 北海道子育て支援員研修

08. 社会的養護コース 募集要項

1 対象者

道内に在住、在勤、在学の方で、子育て支援の仕事に関心があり、今後、道内において社会的養護関係施設等(乳児院、児童養護施設等)の補助的職員等の仕事を希望される方、及び現に従事している方。

2 研修日程・定員・研修場所

(1) 基本研修

以下の A から C の中から選択してください。(A・B・C は同じ内容です)

	定員	日程	時間	会場	教室
基本研修 A	100 名	8/8(水)	10:00~15:10	札幌国際大学	222 教室
		8/9(木)	10:00~15:10		
基本研修 B	100 名	8/10(金)	10:00~15:10	札幌国際大学	222 教室
		8/11(土)	10:00~15:10		
基本研修 C	100 名	8/18(土)	10:00~15:10	札幌国際大学	222 教室
		8/19(日)	10:00~15:10		

基本研修修了が専門研修受講の条件ですが、免除となる要件があります。詳細は「4 申込方法」を確認ください。

(2) 専門研修 社会的養護コース

	定員	日程	時間	会場	教室
社会的養護 コース	50 名	9/7(金)	10:00~16:50	札幌国際大学	222 教室
		9/8(土)	10:00~16:40		

各科目の内容及び授業時間の詳細は「08.社会的養護コース」の「研修日程」を参照してください。

3 参加費用

研修の参加費用は無料です。ただし、基本研修・専門研修各コース、それぞれテキスト代として 1,000 円がかかります。なお、その他の研修参加にかかる往復の交通費、宿泊費、昼食代等は自己負担となります。

例：基本研修 1,000 円+地域型保育 1,000 円=合計 2,000 円

※テキスト代のお支払い方法については、受講決定後にお知らせします。申込時にはお支払いできません。

4 申込方法

ホームページの受講申込フォームより申込して下さい。**7月6日(金) 締切(必着)**



<QR コードから申し込む場合>

・左記 QR コードを読み取り、受講申込フォームより入力・送信してください。

<HP から申し込む場合>

・札幌国際大学のホームページを開く (<http://www.siu.ac.jp/> または「札幌国際大学」で検索)

→ページ中央の「北海道子育て支援員研修」をクリック

→ページ右側の「受講申込」より入力・送信してください

受講申込フォームの送信後、該当する方は以下の書類を郵送してください。

(1) 「資格証書の写し」(基本研修免除希望者のみ)

以下の資格をお持ちの方は、希望により「基本研修」2日間の受講を免除できます。申込時に免除の希望の有無を記入し、当該資格の免許証等の写しをファイル添付もしくは郵送してください(氏名変更等により免許証等の氏名と異なっている方は、戸籍抄本を提出してください。戸籍抄本を提出する場合は郵送のみの対応となります)。

- ① 保育士
- ② 社会福祉士
- ③ 幼稚園教諭、看護師、保健師の資格をお持ちの方で、日々子どもと関わる業務(保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど)に携わっている方。

(2) 過去に修了した「子育て支援員研修修了証書」(対象者のみ)

過去に修了した科目がある場合は、「子育て支援員研修(基本研修)修了証明書」、「子育て支援員研修一部科目修了証書」の写しの提出により、当該科目の受講を免除します。また、既に子育て支援員研修修了証書をお持ちの方で、再度別のコース等で研修受講を希望される場合は、基本研修を免除します。

5 申込先・問合せ先

札幌国際大学 教務企画課 子育て支援員研修担当

郵送先：〒004-8602 北海道札幌市清田区清田4条1丁目4番1号

T E L：011-881-8844

Eメール：siu-ec@ad.siu.ac.jp

6 受講者の決定

受講申込者が定員を超過した場合は受講動機等を勘案した上で抽選を行うことをあらかじめご了承ください。決定通知の送付は7月末頃を予定しております。

7 修了証書の発行

受講修了者を本学より研修実施主体である北海道に報告し、北海道(知事)が子育て支援員研修の修了を認定し、修了証書を発行します。修了証書は本学より11月下旬頃に送付いたします。

8 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、下記以外の目的に利用することはありません。なお、受講申込書、公的書類・資格証の写しは返却しませんので、予めご了承ください。

(個人情報の利用目的)

- ・本事業の運営(選考及び文書の発送、問い合わせ対応及び業務上必要な情報の連絡等含む)
- ・本事業修了者向けアンケート調査及び文書の送付

9 注意事項

- (1) 「子育て支援員」とは研修を修了し、子育て支援分野で働く際に必要な知識や技能を身に付けていると認められる方のことです(国家資格ではありません)。
- (2) 市区町村によっては、事業が行われていない場合がありますのでご確認ください。
- (3) コースによって、従事できる事業や内容が異なりますのでご注意ください。
- (4) 本研修は、あくまでも受講者を「子育て支援員」として認定するものであり、修了後の雇用先を紹介及び保証するものではありません。
- (5) 遅刻・早退・欠席は原則認められません(研修日程の変更や振替はできません)。受講及び修了の認定がなされないおそれがありますので、全研修に出席できる方のみお申込みください。